

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う不妊治療費助成の所得要件等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度における不妊治療費助成の所得要件等を下記のとおり取り扱います。

### 1 年齢要件の緩和措置

- (1) 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦については、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合は、**治療開始時の妻の年齢が44歳に到達する前日までの**夫婦を助成の対象とします。

### 2 所得要件の緩和措置

- (1) 平成30年及び令和元年の夫婦の合算した年間所得の金額が730万円以上であっても、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、**令和2年の夫婦の合算した年間所得の金額が730万円未満となる見込みの場合は、助成の対象**とします。
- (2) 新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が令和2年6月以降となった場合、令和元年の夫婦の合算した年間所得の金額が730万円以上であっても、**平成30年の夫婦の合算した年間所得の金額が730万円未満である夫婦については、助成の対象**とします。

### 3 対象事業

- (1) 三重県特定不妊治療費助成事業
- (2) 東員町特定不妊治療費助成事業
- (3) 東員町不妊治療費助成事業